

札幌市民交流プラザ施設利用約款

(総則)

第1条 当施設を利用される方(以下「利用者」という)は、札幌市民交流プラザ条例(平成27年7月17日条例第35号)、同条例施行規則(平成30年5月11日規則第29号)、本約款の定め、その他一切のとりきめに従って施設をご利用いただきます。

(使用申請書の提出)

第2条 利用者は前条を承諾の上、所定の使用承認申請書を提出してください。

(遵守事項)

第3条 利用者は次の各号を遵守するとともに、自ら主催する催し物に参加する一般入場者にも周知してください。

- (1) 入場人数は各室の定員内とし、入場者の整理を適切に行うこと。万一、来場者が定員を超えた場合、入場できない来場者については、利用者において責任をもって対応するものとし、当施設は一切の責任を負いません。
- (2) 許可なく販売または金品の寄付募集、物品や飲食物の陳列販売提供等の行為を行わないこと。
- (3) 劇場・クリエイティブスタジオの利用にあたり、許可なく客席で飲食を行わないこと。
- (4) 許可のない火気の使用、危険物等の持ち込みを行わないこと。
- (5) 施設、備品、展示物等は適切に取り扱うこと。
- (6) 使用の承認を受けた施設及び設備以外は使用しないこと。
- (7) 無断で録音や撮影を行わないこと。
- (8) 騒音や怒号を発したり、暴力をふるうなど、他人に迷惑を及ぼし、またはそのおそれのある行為をしないこと。
- (9) 泥酔者及び保護者のつかない乳幼児の入場はしないこと。
- (10) その他当施設職員の指示に従うこと。

(利用時間)

第4条 使用承認書に定める利用時間は、備付物件の設営等の準備と使用後の後片付け、楽器調律、原状回復等のすべての時間を含んでおります。催し物の開始・終了時間の設定には十分ご注意ください。

2 劇場利用に限っては、事前に届出をいただいたうえで、当施設がやむを得ないと判断した場合に限り、延長利用を承認する場合がございます。なお、事前承認がない場合においても、当日、やむを得ない事情により利用時間の延長があった場合は、別途延長料金を申し受けます。

(非営利料金)

第5条 利用される方が営利団体の場合、また、非営利団体であっても使用の目的が商品説明会や宣伝を行う等、営利や営業目的に該当する場合は、非営利料金は適用されません。

2 入場料その他名称のいかんを問わず、参加料、受講料、検定料等に類するものを、当日または事前にかかわらず参加者から徴収する場合、その最高額により、利用料金区分が設定・変更されます。

(利用料金の納付について)

第6条 施設利用料金については、審査を経て利用内定後、「内定通知書兼請求書」を送付しますので、必ず指定期日(請求書発行日から20日以内)までにお支払いください。指定期日までの入金がない場合、内定及び使用承認を取り消すことがありますのでご注意ください。

2 施設利用料金の入金確認後、「使用承認書」を送付します。この書類が発行されるまでは、催し物の告知、チケットの販売等を行うことはできません。これに反した場合、内定取り消しとなる場合があるほか、内定取り消しにより生じた損害については、利用者において負担していただくとともに、当施設が蒙る損害等についても責を負っていただきます。

3 当日使用した備付物件利用料金、利用の状況により発生した施設及び備付物件にかかる延長料金等は、原則として利用日当日の現金でのご精算、または利用日から1週間以内のご精算となります。

(使用承認の取り消し)

第7条 次の各号に該当する場合は、使用承認を取り消します。

- (1) 札幌市民交流プラザ条例、同条例施行規則、本約款の定め、その他一切のとりきめのいずれかに違反したとき
- (2) 虚偽、その他不正な行為により使用承認を受けたとき
- (3) 当施設の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第2号に定める暴力団(その団体の構成員[その団体の構成団体の構成員を含む]が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体)の利益になると認められるとき

2 上記の事由により承認の取り消しとなった場合のすべての損害については、利用者において負担していただきますとともに、当施設が蒙る損害等についても責を負っていただきます。

(利用者の都合による取消・変更)

第8条 利用の取消・変更手続可能期間は、以下のとおりです。

【手続き期日：ご利用日の90日前まで】

劇場、クリエイティブスタジオ、SCARTS コート、SCARTS スタジオ1・2、SCARTS モールA・B・C

【手続き期日：ご利用日の15日前まで】

控室401～406、控室301～303、中練習室1・2、小練習室1～3、SCARTS ミーティングルーム1・2

2 前項における期間内に取消手続を行った場合は、下表のとおり還付を行います。ただし、手続可能期間を過ぎた場合は、一切を還付できません。

利用施設	取 消	変 更
劇場	・施設利用料金を全額支払済の場合は施設利用料金の70%を還付 ・施設利用料金の30%を支払済の場合は還付なし	・変更後の施設利用料金が高くなる場合は差額全額を請求 ・変更後の施設利用料金が安くなる場合は差額の70%を還付
劇場以外の施設	・施設利用料金の50%を還付	・変更後の施設利用料金が高くなる場合は差額全額を請求 ・変更後の施設利用料金が安くなる場合は差額の50%を還付

3 上記手続に際し、手続可能期間であっても、当施設休館日は対応できませんのでご了承ください。

4 手続可能期間内であっても、変更は1回までとさせていただきます。(楽器の調律)

第9条 当施設のピアノを調律する場合は、原則として施設の登録調律師による調律を行っていただきます。登録のない調律師による調律を希望される場合には、事前に臨時登録ができる場合がありますので、ご相談ください。なお、チェンバロを使用する際には、当施設指定調律師による調律が必須となります。

2 調律は承認された利用時間内に行い、調律料は利用者負担とします。

3 利用者が臨時登録の要件を満たさない施設指定調律師以外の調律師を指定してピアノの調律を行う場合は、楽器管理の都合上、当施設の登録調律師を立会わせるものとし、その立会い料は利用者負担とします。

(配達物、郵便物の取り扱い等)

第10条 当施設では原則として公演関係配達物の受け取り、保管は行いませんので、利用者において直接受け取れるように手配してください。

2 やむを得ず公演日以前に当施設に配送、配達される場合は、必ず事前に当施設の許可を得ることとし、受け取り物の紛失及び破損について、当施設は一切の責任を負わないものとします。

(関係官公署への届け出)

第11条 催し物の内容によっては関係官公署への届け出が必要となります。利用者において所定期日までに手続を行ってください。

(駐車場)

第12条 劇場、クリエイティブスタジオ、SCARTS コート、SCARTS スタジオを利用される方は、主催者・出演者用として予め割り当てられたスペースをご利用ください。なお、駐車場の利用には事前の申請が必要です。上記以外の施設には駐車場はありません。SCARTS モールを利用される場合には、搬出入のための短時間の駐車が可能な場合がありますので、事前にご相談ください。

2 一般来場者用の駐車場はありませんので、公共交通機関若しくは近隣の有料駐車場をご利用いただきますよう周知願います。

(利用者において手配を要する人員)

第13条 利用者において手配を要する人員は、次のとおりとします。

- (1) 舞台責任者(舞台監督、ステージマネージャー)
- (2) 特殊機材の操作要員等
- (3) 受付責任者、招待受付担当者、花束受付担当者
- (4) 当日券販売担当者、入場整理員
- (5) 劇場案内スタッフ、安全管理スタッフ

(譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、利用の権利の第三者への転貸や、権利の他への譲渡はできません。

(損害賠償責任)

第15条 主催者、出演者、入場者に不測の事故が生じた場合、あるいは天災地変や交通機関等のストライキ等の不可抗力により公演が行えなくなった場合には、当施設はその責任を負いません。

(裏面あり)

※利用者は、本約款を承諾したものとみなします。

札幌市民交流プラザ条例（平成 27 年 7 月 17 日条例第 35 号）より抜粋

（特別設備等の承認）

第 10 条 使用者は、有料施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 第 6 条第 2 項の規定は、前項の承認について準用する。

（使用等の不承認）

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認又は前条第 1 項の承認（以下「使用承認等」という。）をしないものとする。

- （1）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
 - （2）施設、備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
 - （3）その他文化芸術劇場等の管理運営上支障があると認める場合
- （使用承認等の取消し等）

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認等の条件を変更し、有料施設の使用の停止を命じ、又は使用承認等を取り消すことができる。

- （1）前条各号のいずれかに該当することとなった場合
- （2）使用者が使用承認等の条件に違反した場合
- （3）使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反した場合
- （4）偽りその他不正な手段により使用承認等を受けた場合
- （5）公益上やむを得ない事由が生じた場合

（令和 7 年 1 月 4 日改訂）